

Title	市民的社会と国家：マルクスに於ける国家の本質
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1929
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.23, No.11 (1929. 11) ,p.1549(1)- 1602(54)
JaLC DOI	10.14991/001.19291101-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19291101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

メガネ

の御用は

正確にして

廉價な



慶應義塾大學病院長指定

紫鳳堂眼鏡店

麻布材木町電停

電話青山七四〇番

芝區愛宕町四ノ二 支店
電話芝三二八(呼)

三田學會雜誌 第二十三卷 第十一號

市民的社會と國家

——マルクスにおける國家の本質——

加田 哲二

第十九世紀初葉からの獨逸社會思想は少くとも三つの特徴を持つてゐる。この三つの特徴を持つて獨逸社會思想は久しい不振の状態から脱出して、社會思想史上の輝ける存在たるに至つたのである。社會に關する普遍主義的觀方がその一であり、社會生活の發展的觀方がその二であり、社會と國家との概念的區別がそ

の三である。近代獨逸社會思想の出發點をカントとすれば、これらの三つの特徴は、彼の思想から徐々、に發展したものと見ていゝのである。今、カントからヘーゲルにいたる社會思想の史的發展を述べるとき、これらの特徴が、いとも鮮かに古典哲學の中に現はれてゐることは、周知の事實であらう。

通常カントは個人主義の哲學者として看做され、従つてその社會觀においても、個人主義的傾向を有するものとされてゐる(註一)。乍併カントに關するかくの如き見解は皮想的だと見る論者が無い譯ではない。カントとマルクスを認識論的に結び付けやうとするマックス・アドラーは、この見解を全然誤謬として斥けて、カントの認識論の普遍主義的意義を明瞭にしてゐる(註二)。今、こゝにアドラーの説明を敘述することは本稿の目的ではないので、このことを證明すべきカントの文章を引用するに止めやう。カントは「世界公民的見地に於ける一般歴史考」の中で次のやうにいつてゐる。「人間(地上)に於ける唯一の理性的被造物としての」に於ては、その理性の使用を目的としてゐる自然素質は、唯種族においてのみ、完全に發展するものであつて、個體に於てではない。被造物における理性とは、彼のあらゆる

力を使用する規則と意圖とを、自然本能を超えて遙かに擴張する能力であつて、理性のこの企てには際限がない。(註三)「自然がその總ての素質の發展を成就するために、利用する手段は、社會に於けるこれらの素質の敵對關係である。尤もこの敵對關係は結局は社會の合法的秩序の原因となるものである。私はこゝで敵對關係とは人間の非社交的社交性であると理解する、即ちそれは社會へ踏み込まんと人間の性向である、が併し、この性向には、社會を常に分ち離さうと威嚇する抵抗が普ねく結びついてゐるのである。斯くの如き素質は明らかに人間の本性の中に存する。人間は聯合しようとする一つの傾向を持つてゐる。何となれば、彼はこのやうな状態において、一層よく人間たる事を感じるから、即ち彼の自然素質の發展を感じるからである。(註四)カントが素朴な意味における個人主義的思想家でなかつたことは、この引用文の示す通りである。

註一 Jacob Baxa, Gesellschaftslehre von Platon bis Friedrich Nietzsche 1927. S. 37.

註二 Max Adler, Kant und der Marxismus. 1925. Das Soziologische in Kants Erkenntnistheorie 1924. その他を見よ。

註三 Kant, Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht (1784). Sämtliche Werke. Vorläuf.

ders Ausgabe. VI. Bd. 木村素衛譯カント著作集第十三卷(岩波版)七一八頁。

註 四 前掲書一〇一一頁。

フイヒテについても同様のことをいひ得る。彼が個人主義的傾向から普遍主義的傾向に轉じてた経緯については、既に他の場合に論及して置いた(註五)。浪漫主義の思想は個人主義への反動として當然普遍主義的であり、國家を一の生命體と解して、これを社會と同一視してゐることは、その社會思想的方面の代表者であるアダム・ミューラーにおいて最もよく現はれてゐる(註六)。ヘゲルにおいても、普遍主義は最もその特徴とするところである。

註 五 拙著近世社會成立史。

註 六 同上拙著。

發展の概念は、ヘゲルの辯證法において最もよく現はれてゐる。乍併、彼以前にあつても、人間の共同生活における完成への發展に對する論議はカント並にフイヒテに現はれてゐる。洵に、獨逸古典哲學の特徴はその辯證法的觀方であるといふのは過言ではない。このことは、獨逸社會思想における尊き遺産として、それ以後の社會思想にも特に著しく現はれてゐる。

國家と社會の概念的區別を行つたのは、恐らくフイヒテを最初とするであらう(註七)。フイヒテによれば、理性的存在の相互關係を稱して、社會といふのである。而して、社會的本能は人間の根本的本能の一に屬してゐる。人間は社會内に生存すべき運命を有してゐる。もし人間が孤立するとき、彼は完全なる人間ではなくして、それ自ら矛盾するに至るのである。「この社會は國家と如何なる關係にあるか、フイヒテによれば、國家とは、社會の特殊的經驗的に條件づけられた一種である。社會と國家とは決して同一視すべきではない。國家はこれによつて、一の完全なる社會の建設せらるゝ手段に過ぎないものであり、従つて、國家は單に手段に過ぎないすべての人間の制度と同じく、それ自らの否定に到達すべき運命を擔つてゐる。即ちフイヒテによれば、理論的にいつて、國家は遂に死滅すべき運命を擔つてゐるのである。

註 七 近世社會學成立史二一九頁以下。

然るに、ヘゲルに對しては、國家は社會即ち市民的社會に對立するものである。この點において、フイヒテとヘゲルとは異なる立場を有してゐる。彼の辯證法

的見地に從へば、家族は指定であり、市民的社會は反指定であり、國家は綜合である。故に市民的社會と國家とは、その本質を異にする對立的なるものである(註七ノ一)。

註七ノ一 近世社會學成立史、二五八頁以下。

二

以上の獨逸古典哲學における社會思想の三つの特徴は、異なる形態において、カール・マルクスの思想に表はれてゐる。故にエンゲルスは次のやうにいつてゐる。「だが、このマルクスの歴史觀は辯證法的自然觀が一切の自然哲學を不必要且つ不可能ならしめたと同様に歴史の領域において、哲學を終熄させるものである。もはやどんな場合も、肝要なことは、事物の聯結を頭の中で考へ出すことではなく、事實の中にそれを發見することである。かくて自然および歴史から驅逐された哲學に残るところは——残つてゐるものがあるとするれば——純粹思惟の領域だけである。思惟過程の法則に關する學、即ち論理學および辯證論である(註八)。」そして勞働階級にあつてのみ、ドイツの理論的性向が害はれずと存續してゐる。こゝでは、この性向は剷蕩することは出來ぬ。勞働階級の間には、地位や、貨殖や、ち上か

らの庇護などに對する顧慮は、少しも存在しない。反對に、學問が何物にも顧慮するところなく、何ものにも囚はれずに進めば、進むほど、勞働者の利益と要求とに一致するようになるのである。勞働の發展史の中に、社會の全體の理解の鍵鑰を認めた新しい一派は、當初から特に勞働階級に向つた。そして、彼等の中に喜んで受け容れられた。御用學問の間に受け容れられることなどは、最初から要求も期待もしてゐなかつたのだ。ドイツ勞働者運動は實にドイツ古典哲學の繼承者である(註九)。

註八 Engels, Feuerbach und der Ausgang der deutschen klassischen Philosophie (Marxistische Bibliothek Bd. III) S. 67 佐野文夫譯本一五八—一五九頁。

註九 Engels, a. a. O. Ss. 68-69 佐野譯本一六二頁。

このエンゲルスの提言は恐らく、マルクスもまた承認するところであらう。勿論マルクスは古典哲學、殊に、ヘーゲルをそのまゝ承認するものではない。彼は資本論第二版の序文に「私の辯證法的方法は單に根本に於いて、ヘーゲル流のそれとは異なるのみではなく、また正反對のものである。」(ヘーゲル式辯證法の神祕的方

面については、今を距ること殆んど三十年前、即ちヘーゲル辯證法が尙ほ流行してゐる時代に、私はこれを批判したと書かれてあるのを見ても明かであるが、尙ほ彼はこれに續いて「私が大思想家ヘーゲルの門人なりとみづから公言し、おまけに價値説を取り扱つた章の此處彼處で、わざと彼れ獨特の口吻を弄んだ所以は茲にある。辯證法はヘーゲルの手で神祕化されたとはいへ、この事實は決して、ヘーゲルが辯證法の作用する一般的形態を、包括的に且つ意識的に表現した最初の學者であることを防げるものではない。辯證法はヘーゲルに於いて逆立ちしてゐる。我々は神祕の外殻の内に合理的の核心を見出すため、この逆立ちした辯證法を更らに、顛倒せしめねばならぬ。」といつてゐるに徴しても明かであり、註一〇尙ほ「資本論中の諸處に於いて、ヘーゲルについて關説してゐることに於いて、その證據を擧げ得るのである。(註一一)

註一〇 Mark, Das Kapital, I. Bd. Ss. XLVII-XLVIII. (Volksausgabe) 高島譯本(改造社版)第一冊一四頁。

註一一 Mark, a. a. O. S. 257. 高島譯本二八六頁。「中世のツンプト制度は、組合員たる各親方の使用し得べき労働者の數を極めて、小さき最高限度内に局限すること

とによつて、親方から資本家に轉化されることを強行的に防止しようとした。生産上に前貸する貨幣の最低限度が中世に於ける最高限度を遙かに、凌駕するに至つたとき、茲に始めて、貨幣又は商品の所有者は現實的に資本家となるのである。單なる量的の變化も一定點に達すれば、質的の差異に轉化されるといふ、ヘーゲルがその論理學の中に發見した法則は自然科學における如く、この場合にも亦、妥當であることが知られる」の如きはその一例である。

乍併、マルクスの思想を構成したものは、獨逸哲學のみではない。エンゲルスの有名な文章に「吾々獨逸の社會主義者は單に、サン・シモン、フウリエ、オオエンに由來するのみならず、またカント、フイヒテ、ヘーゲルに由來することを誇りとする」(註一二)といつてゐるのは、極めて簡明に、マルクスシズムの思想的淵源を道破してゐるものといはねばならない。これによれば、マルクスの思想は獨、佛、英の思想潮流と最も密接不離の關係にあるものといはねばならぬ。この點について、レーニンも既に次のやうにいづてゐる。「マルクスは人類の三つの最も進歩した國家に屬する十九世紀の三つの重要なる思想傾向、即ちドイツの古典哲學、英國の古典經濟學、及

ピフランスの革命的學說一般と關連せるフランス社會主義の繼承者であり、天才的な完成者であつた。〔註一三〕同じ意味のことをカウツキイもいつてゐる。「かやうにして彼等——マルクスとエンゲルス——は英國のフランスの、獨逸の思想におけるすべての長所と實益とを一つの高い統一體に綜合することによつて、かの近世科學的社會主義を造り上げたのである。〔註一四〕故にエンゲルスも科學的社會主義の歴史的意義について次のやうにいふのである。「近世社會主義は先づその實質からいへば、一面には今日の社會に行はれてゐる有産者と無産者、資本家と賃銀労働者の階級的對立の認識、一面には生産界に行はれてゐる無政府状態の認識から生じた産物である。けれどもその論理的形式からいへば、近世社會主義は元來第十八世紀のフランス諸大學者の主張した諸學說を一層前進させたところの、外見上それを一層徹底させたところの、繼續說として現はれてゐる。だから近世社會主義はその根本が如何に深く物質的、經濟的事實の上に置かれてあらうとも、他のすべての新學說と同じく兎に角先づあり合せの思想的材料と聯絡を取らねばならなかつた。〔註一五〕而して、このマルクスの社會學說と思想史的に見て如何なる關係と地位を有するかについて、筆者は既に他の機會に敘述したのである。〔註一六〕

註一四 Engels, Entwicklung des Sozialismus von der Utopie zur Wissenschaft. Vorwort zur Ausgabe von 1882. 7. Auf. S. 5.

註一三 N. Lein, Der Marxismus in Karl Marx als Denker, Mensch und Revolutionär herausgegeben von Ryzanow. S. 66.

註一四 Karl Kautsky, Die historische Leistung von Karl Marx. 1919. S. 25.

註一五 Engels, Entwicklung des Sozialismus. S. 15.

註一六 拙稿「イチャ・ヒョイ・マロギイ」マルクス社會學 昭和四年十月「改造」所載。

三

完成されたマルクス社會理論が以上のやうな思想的先驅者を有するのは諸家の認めるところであるが、マルクスがその思想的出發點において、深くヘゲルの影響の下に立つてゐたことも周知の事實である。ベルリン大學在學中のマルクスが一八三七年(當時十九歳)に彼の父に與へた書翰によれば、彼は既にカント及びフイヒテを讀み更らに、始めてヘゲルの斷片を讀んだのであるが、その奇怪な巖石の施律が氣に入らなかつたのであるが、進んでヘゲル哲學の全體とヘゲル學徒の主要著作とを通讀するに及んで、その影響の下に立つて、ドクトル俱樂部に

入會したのである。(註一七)彼のヘエゲルからの影響はこのとさに始まつて、前記引用文章の示す通り、その生涯を通じて現はれてゐるのである。

早くからヘエゲル哲學の影響を受けたマルクスが、その社會觀及び國家觀の上において、またその影響を示してゐることは當然である。故に、マルクスの社會觀並に國家觀を論ずるものは、通常ヘエゲルとの關係から論ずるのである。(註一八)ハインリッヒ・クノオはその「マルクス歴史、社會及び國家理論」の中でマルクスとヘエゲルについて次のやうにいつてゐる。「本書の目的は、獨逸の歴史哲學が、カントからフイヒテとシリングを経て、ヘエゲルにいたるまでの廣大な進歩において、施つた道程の個々の階段を略述することを許さない。何となれば、——なほ一度強調して置きたいのであるが——簡単な拔萃で、歴史及び社會理論の本來の發展史を提供するのが、本書の意圖では決してないからである。たゞ後代の理論的構成に對して、確固たる基石となつた、最も重要な理論のみが、考察せられ得るのである。而して、これらの理論の中で、またマルクスの歴史觀の構成的要素を保有する學說が優先權を有する。この觀點から考察すれば、シエリング及びフイヒテは殆んど

顔慮するところなくして、済むのである。これに反して、歴史並に社會理論家として最も大なる影響をマルクスに及ぼした哲學者を看過してはならぬ。それはゲオルヒ・ウィルヘルム・フレイドリッヒ・ヘエゲルである。(註一九)がくの如く、ヘエゲルのマルクスに對する影響を重大視するクノオは、マルクスの唯物史觀的立場とヘエゲルの觀念史觀的立場の對立並にマルクスの英佛における實證的社會觀への轉向を認めながらも、尚ほ、マルクスはその社會觀において、ヘエゲルを襲踏してゐる。彼は屢々、ヘエゲルの概念上の諸區別を襲踏したのみでなく、また屢々、ヘエゲルの諸々の議論や引照までも襲踏してゐる。……マルクスの社會觀並に國家觀の全理論的基礎は、依然として後に至つてもなほヘエゲル的のものである」といつてゐる。(註二〇)

註一七 Marx, Brief an seinen Vater. (1837) in: Karl Marx, Lohnarbeit und Kapital, Zur Judenfrage und andere Schriften aus der Frühzeit. (Reclams Ausgabe) Ss. 23 ff. Passow, Marx and Engels. chap. II.

註一八 例へば、ハインリッヒ・クノオ、小泉教授「社會問題研究——マルクシズムと國家——」の如きを舉げることが出来る。

註一九 Heinrich Cunow, Marxsche Geschichte, Gesellschafts-, und Staatstheorie. 1920. I. Bd. S. 224.

註二〇 Cunow, op. cit., S. 245.

後年のマルクス少くとも、一八四五年秋以後のマルクスは、社會と國家との關係に關する理論において、ヘゲルを離れてゐる。マルクスにあつては、國家は社會の一產物に外ならぬ。國家は一の歴史的範疇に外ならぬのであつて、社會の基礎の上に、國家が礎かれるのである。故に、マルクスは、一八五九年に次のやうにいつてゐる。私の研究は、法律關係並に國家形態は、それ自身によつて理解されるべきものでもなく、また所謂人間の精神の一般的發展によつて理解されるべきものでもなく、寧ろそれは物質的の生存關係——これが總和はヘゲルが十八世紀に於ける英佛人の先縦に倣うて、『市民的社會』なる名稱の下に包括せしところのもの——にその根據を有するものだといふこと、而もこの市民的社會の解剖的研究は、これを經濟學に求むべきものだといふことの結論に達した。註二一 エンゲルスも明瞭に國家と社會の關係を語つてゐる。

註二一 Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, Ss. LIV-LV. 宮川實譯經濟學批判、序言三頁。

「國家即ち政治的秩序は副次的要素であつて、市民的社會即ち經濟的關係の王國が決定的要素である。舊來の思想は——ヘゲルもさういふ思想を抱いてゐるのだが、國家を決定的要素と觀、市民的社會を前者によつて決定される要素と觀た。なるほど外見はそれに一致してゐる。個人の場合には、彼れの行動の起る動力が彼れを實地に行動させるためには、その個人の頭腦の中を通過して、意志の動因に變化しなければならぬやうに、市民的社會——この階級が支配してゐるやうと構はぬ——の一切の要求も、法律の形で一般的動力を獲るためには、國家意志の中を通過しなければならぬ。このことは問題の形式的方面であつて、自明のことである。たゞ問題は、この單に形式的なだけの意志——個人の意志でも國家の意志でも——が、如何なる内容をもつてゐるか、何處からこの内容が來たか、何故に他の内容でなく、この内容に限つて意欲されたかといふ點である。そして、この點を究明するときは、近代歴史においては、國家意志は全體から見、市民的社會の要求の變化によつて決定され、諸階級中のいづれが優勢であるかによつて、決定され、結局において、生産力及び交換關係の發展によつて、決定されることを知る。」(註二二)

註二二 Engels, Ludwig Feuerbach (Marxistische Bibliothek Bd. 3) Ss. 60-61 佐野文雄譯本、一三七—一三九頁。

マルクスは既に述べた通り、その思想發展の初期に直ちにこの結論に到達したのではない。ヘゲルの社會哲學の影響の濃き彼の初期作物中には、ヘゲルの理想主義的要素は減退してゐるとはいへ、その社會及び國家概念が明瞭に現はれてゐるのである。

四

以上の理由から吾々は先づヘゲルの社會觀及び國家觀に對して、一瞥を與へなければならぬ。マルクスのいふやうに、ヘゲルの辯證法が一の社會學的方法として、重要視せらるべきものであることは、何人もこれを承認する。この現象をその運動過程において把握する辯證法について、こゝにこれを記する余白を有しないから、直ちに彼の社會學的概念に移らう。ヘゲルの社會學的概念は家族、市民的社會及び國家である。これらの諸概念の基礎を形成するものは、^{ジットリックハイト}人倫である。人倫は自由の理念である。それは、生命ある善として、自意識において、その知と

意欲とを、而して、その行爲によつてその現實性とを有すると、もに、それはまた人倫的存在においてそれ自らの存在の基礎と運動の目的とを有する。即ちそれは、存在する世界並に自意識となつた自由の概念である。^(註二三)而して、この概念がその種々なる形態において、家族、市民的社會、國家に體現せらるゝのである。この理念の概念はそれ自らの客觀化、その契機の形態による運動によつて、たゞ精神即ち自らを知るものであり、現實的なものである。故に、この精神は次の形態において現はれてゐる。(一)直接または自然的人倫的精神即ち家族である。この實體性は、その統一性を喪失し、分裂し、相對的な立脚地に移る。(二)かくてそれは市民的社會である。市民的社會は、成員の欲望によつて、人格及び財産の確保の手段としての法制(Rechtsverfassung)によつて、而して、その特殊の並に共同的利益のための外的秩序によつて、成員が獨立の個人としての結合であり、かくの如くして、形式的な總體を形成する。(三)而して、この總體を外的國家が、實體的總體及びその總體のために向けられた公的生存の目的と現實性とに、換言すれば、國憲(Staatsverfassung)に總括するのである。(註二四)

註 11 三 Georg W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechtes. 1821. § 142. Hegel Sämtliche Werke herausgegeben von Georg Lasson Bd. VI. S. 133.
註 11 四 Hegel, a. a. O. § 157. S.

精神の直接的な實體としての家族は、その本分として、自覺的統一即ち愛を有する。故にその志向は、絶對的な本質性として、その中における個人そのものとしてではなくして、成員たることのために、この統一の中に、その個性の自意識を有することである。(註二五)而して、家族は、次の三方面から、完成せらるゝのである。(一)婚姻として、家族の直接の概念の形態においてある。(二)家族の財産及び財とこれに對する配慮の如き外的存在においてある。(三)子女の教育と家族の解體においてある。(註二六)かくの如き家族は、自然的に出現したものであるが、本質的には、人格の原則によつて、家族相互の多様性たるに至る。この多様性は一般に、獨立の具體的個人として、而してその結果として、外的に相對的に對立するに至る。これが差別の階段である。家族の他の原則への轉行としての家族の擴大は、一方民族に至る家族の平和的擴大である。故に民族は共同的自然的起源を有する。他方

において、それは支配的權力によつて、または自由意志的に、散在せる家族共同體が、關連せる欲望とその充足の相互作用によつて行はれる場合である。(註二七)かくの如くして、市民的社會は成立するのである。家族においては、一般性がその出發點であつたのであるが、今やこの一般性から特殊性の獨立に至つたのである。この特殊性の獨立をその本質とする社會においては、人倫は失はれた如くである。何となれば、意識に對しては、本來家族の同一性が最初のもの、神的なるもの、而して義務命令者であるからである。然るに、今や特殊なるものが、最初の自己決定者でなければならぬ關係が発生したので、従つて、人倫的決定者は拋棄せられねばならぬのである。(註二八)

註 11 五 Hegel, a. a. O. § 158. S. 140.

註 11 六 Hegel, a. a. O. § 160. S. 140.

註 11 七 Hegel, a. a. O. § 181. Ss. 153-154.

註 11 八 Hegel, a. a. O. Zusatz zu § 181. Ss. 333-334.

自己的特殊目的としての具體的個人欲望並に自然的必然性及び欲意の混合の全體としての具體的個人が市民的社會の原則そのものである。乍併、特殊の個人

といつても、それは本質的に他の特殊性との關聯におけるそれである。かくて、實現せられた利己的目的は、一般性によつて條件づけられるのであるが、相互依存の組織を形成する。故に、個人の生存並に幸福とその生存における法的存在はすべての人の幸福と法と組み合せられてゐる。この關係において、個人の幸福と法とは現實的となり、確保せらるゝのである。かくの如き組織を稱して外的國家即ち必要及び悟性國家 (äusserer Staat. Not- und Verstandstaat) として見ることが出来る。(註二九) 而して市民的社會は三つの要素を包含する。(一)個人の勞働によつて、並にすべての他人の勞働及び欲望の充足による個人の欲望の媒介及び充足、即ち欲望の組織、(二)その内に包含せらるゝ自由の一般性の現實性即ち法制による財産保護の現實性、(三)警察並に團體による欲望組織の中に殘存する偶然性に對する用意並に特殊利益を共同利益として配慮することこれである。(註三〇)

註二九 Hegel, a. O. § 182-183. Ss. 154-155. Hegel, Encyclopidie der philosophischen Wissenschaften in Grundriss § 523. Sämtliche Werke. Bd. V. S. 435.

註三〇 Hegel, Philosophie des Rechts § 188. Ss. 158-159.

要するに、ヘゲルによれば、社會は欲望とその充足のために適用せられた勞働活動の組織である。欲望そのものは、個人の特殊性の表現であつて、この特殊性は、分勞に從つて、益々抽象的な勞働に導かれ、而して、この抽象的勞働は一方においては、生産の増加に、他方においては、一の熟練への制限に、從つて社會的關聯への無條件的隷屬へと導くのである。(註三一) かくる個人の特殊性の結果である欲望の充足、一般的な生活資料生産の各過程を以て社會活動の領域とヘゲルは理解したのである。(註三二) 從つて彼によれば、この特殊性の結果として、市民的社會は「すべての人に對するすべての人の個人的利益の闘争場」としたのである。(註三三)

註三一 Hegel, Encyclopidie § 526. Bd. V. S. 436.

註三二 Cunow, op. cit., Bd. I. S. 241.

註三三 Hegel, Philosophie des Rechtes § 289. S. 238.

市民的社會は人間の共同生活において如何なる地位を占めるか。吾々はその本質觀ともにこれを次のヘゲルの文章に聞かふ。

「市民的社會の構成は、國家の構成よりも遅れてゐるとはいへ、市民的社會は家族

と國家との間に起るところの差異である。何となれば、市民的社會は差異として、國家を前提とし、市民的社會が存在するためには、それは國家を獨立的なものとして、以前に有せねばならぬからである。市民的社會の創成はまた近代の世界に屬する。近代世界こそ始めて、理念のすべての設定に對して、その權利を與へしめたのである。國家が種々なる個人の統一として、即ち單に共同である統一として考へられたとき、それはたゞ市民的社會の設定を意味したのである。近代國法學者の多くは、それを國家に關する他の見解に到達せしめることが出来なかつた。市民的社會にあつては、すべての人は彼自らが目的であり、すべての他人は彼に對して何ものでもない。乍併、彼は、他人に關係することなくして、その目的の大部分を達することは出来ない。故にこの他人は、特殊者の目的に對する手段である。然るに、この特殊的目的は、他との關係によつて、一般性の形態を採り、而して、それは同時に他の幸福を充たすことによつて、自らを充足する。特殊性は一般性の條件に結合することによつて、全體が媒介の基礎たるのである。この基礎において、すべての個別性、すべての才能、生誕並に幸運のすべての偶然

性が自由となり、すべての欲情の波が流れ出づるのである。而してそれはたゞ洞察的な理性によつてのみ、統制せらるるのである。一般性によつて制限せられた特殊性のみ、すべての特殊性がその幸福を要求し得る唯一の標準である。」

(註三四)

註三四 Hegel, Philosophie des Rechtes, Zusatz zu § 182, S. 334.

五

ヘーゲルにおける國家は市民的社會とは全く異なるものである。國家と社會とは全く對立する概念である。この意味における國家と社會との區別は、獨逸においては、始めてヘーゲルによつて、明瞭にされたといつてよいのである。(註三五)

註三五 Cunow, op. cit., Bd. I, Ss. 239-240.

然らば國家とは何であるか。「國家とは人倫的理念の實現であり、それ自體が思惟し、知覺し、而して、そか知るところのものを、而して、知つた限りにおいて實行する啓示的な自ら明瞭な實體的意志としての、人倫的精神である。」(註三六) 國家を形成する實體的意志は、國家がその一般性にまで引き上げた特殊の自意識であつて、そ

れ自ら合理的なるものである。この實體的統一はその中に自由が最高の法なる絶對的な自己目的であるとともに、この目的がその最高義務が國家の成員たることにある個人に對する最高の法たるのである。(註三七)それ故にヘーゲルは、國家の理念について次のやうにいつてゐる。

「國家そのものは、人倫的全體であり、自由の實現である。而して、自由が現實的であるといふことは、理性の絶對的目的である。國家は、世界において、存在し、而して、世界において、意識をもつて、實現する精神である。然るに、國家は、自然においては、たゞ他のものとして、寝れる精神として實現せらるゝに過ぎないのである。それは、たゞ意識においてあり、自らを存在しつゝある對象として、知覺するとき、國家である。自由において、吾々は、個別性から、即ち個別的自意識から出發しないで、自意識の本質から出發しなければならぬ。何となれば、この本質が、その中に於いて、個別的個人が單に要素に過ぎない獨立の權力として、自らを實施することを、人は知りまたは知らないことがあり得るからである。國家が存在することは、世界における神の行進である。國家の基礎は、自らを意志として實現しつゝ

ある理性の權力である。國家の理念を論ずるに當つて、吾々は、特殊なる國家を考察してはならぬ。また特殊な制度を考察してはならぬ。寧ろ吾々は、理念、即ちこの眞實の神そのものを考察しなければならぬ。——國家は人工的作品ではない。それは世界に存在することによつて、慾意、偶然、誤謬の國土に存在するのである。惡しき行爲が、多くの方面から國家を變形し得るのである。乍併、最も醜き人、犯罪者、病人及び片輪も尙ほ一の生ける人間である。肯定的なるもの、即ち生命は、この缺點にも拘らず存在する、而して、この肯定的なるものに、この場合は關してゐるのである。(註三八)

註三六 Hegel, Philosophie des Rechts, § 257, S. 195; Encyclopedie, § 535, S. 442.

註三七 Hegel, Philosophie des Rechts, § 258, S. 195.

註三八 Hegel, Philosophie des Rechts, Zusatz zu § 258, Ss. 349-350.

而して、かくの如き國家の目的は、一般的利益そのもの、並にその中に、實體としての特殊の利益の保持にありとした。即ち個人的特殊利益の特殊性を保障しつゝ、所謂一般的利益に總括するにありとしてゐる。(註三九)而してこの目的は自由と必

然を自らの内に統一してゐる法律諸制度の實施によつて、到達せらるゝ。これが統治に導かれる。「生ける全體、即ち國家一般及びその國憲の維持、繼續的生産物が統治である。自然必然的組織が家族の成立であり、市民的社會の階級である。統治は、國憲の一般的部分である。それは、かの部分——家族及び市民的社會の階級——をその意識的目的とすると同時に、家族及び市民的社會の施設以上に存する全體の一般的目的を包含し、そのために活動するのである。」(註四〇) 従つて、この統治が國家と國家秩序の基礎である。それは、國家權力の編成であり、就中、内部的國法又は本來の憲法は内部的形成を決定し、「外部的國法」は國家が國家人格として、他の諸國家及びそれらの市民との關係において立つ地位を決定する。(註四一)

註三九 Hegel, Philosophie des Rechts, § 270, S. 207.

註四〇 Hegel, Encyclopädie, § 541, S. 448.

註四一 Cunow, op. cit., Bd. I, S. 242.

ヘゲルの國家は理念としての國家である。既に掲げた引用文にも現はれてゐるやうに、現實の歴史的國家は、彼の國家理念に對して、何等關はるところがないのである。ヘゲルは別の箇所、次のやうにいつてゐる。「乍併、今や、國家一般の、または寧ろ各々の特殊國家の、その法律及び規定の歴史的起源は何であるか、それが最初、家長的諸關係から、恐怖または信賴から、團體等から出現するに至つたか、……といふことは、國家そのものの理念には、何等關係のないことである。」(註四二)

註四二 Hegel, Philosophie des Rechts, § 258, S. 196.

現實的歴史的國家はヘゲルの國家理念の理論的考察の場合に、その對象とならないことは事實であるが、然もヘゲルは現實的歴史的國家を全然認識の度外に置いたのではない。クノオの言葉を換りれば、それは「未完成國家」または「不完全國家」であつたに過ぎないのである。(註四三) 而して、ヘゲルは、現實的歴史的國家の歴史について次の如くいつてゐる。「市民的社會及びかくて國家の存在するところでは、階級の差異が現はれる。何となれば、生命あるものとしての一般的實體は、そが有機的に特殊化せられる限りにおいてのみ存在するからである。國憲の歴史は、これらの階級の構成史であり、この階級に對する個人の法的關係、個人相互間並に、その中心點に對する法的關係の歴史である。」(註四四) この階級的分岐のよつて起

る必然性並にその結果たる政治的並に社會的不平等を認識してゐる。この見解が後年のマルクスの見解と甚だ似通へることは既に學者の指摘したところである。(註四五) 乍併、この現實の見解はヘゲルにあつては、理論化せられずして終つたのであつて、吾々は後に來るべき思想家にその大成を俟たねばならぬ。ヘゲルは終生國家理念の唱道者として終つたのである。

註四三

Canoy, op. cit., Bd. I, S. 241. ゲオルヒ・ラッソンのによれば、ヘゲルは國家の歴史的性質をもつて、民族精神の現はれつゝある形態と考へたのである。故に彼に對しては、契約説は一顧の價値をも有しなかつたのであり、この點において、ヘゲルのカント及びフイヒテに對する優越があるのである。さういふ意味は歴史的國家が民族精神を徐々に體現しつゝあるといふ點において、リノオの見方と一致してゐる。Georg Lasson, Einleitung des Herausgebers zur Philosophie des Rechts, S. LXVI.

註四四

Encyclopädie, 2 527, S. 436.

註四五

小泉信三、社會問題研究、九頁。

六

マルクスは屢々、記される通りヘゲルの影響を最も多く受けてゐる。ヘゲ

ルの社會觀並に國家觀は、殊にマルクスの初期の思想において、本質的部分を形成する。殊にマルクスはその初期において、ヘゲルの國家觀を襲踏した。マルクスは、國家をもつて理性的存在とし、現在の國家をもつて未完成國家としてゐるのである。一八四三年「アネクト・タ」のため書いた「圖書出版の檢閲に關するプロイセン國の最新訓令について」と題する論文は、プロイセンの檢閲法規に對する批判であるが、この中においても既にヘゲルの國家論の反映を見ることが出来る。

彼はプロイセン國家が宗教的原理によつて左右されてゐる状態を非難した一節に、「然らば、宗教一般を政治に引き入れることを禁ずるか——然しこれは諸君の欲せざるところである。何となれば、諸君は、國家を自由なる理性の上に支持せんとするにあらずして、これを信仰の上に支持せんとし、従つて諸君にとつては、宗教なるものは、現實的なるものの普遍的裁可者であるからである——もしくは、宗教を熱狂的に政治に引き入れることをも許すか二者その一を撰ばねばならぬ。」といつてゐる。(註四六)

註四六

Aus dem literarischen Nachlass von Marx, Engels und Lassalle, Bd. I, Bemerkungen über die neueste

第二十三卷

(一五七七)

市民的社會と國家

第十一號

二九

preussische Zensur-instruktion. S. 152. マルクス・エンゲルス全集(改造社版)第一卷九三頁。

ライオン新聞に掲げた「ケルン新聞第百七十九號主論説」を題する論文の中にも、彼の初期の國家觀を窺ふことが出来る。「もしキリスト教的國家が理性的自由の一實現たる國家の概念に對應するとせんか、そのときには、一キリスト教的國家たるためには、一理性的國家たることより外に要求すべき何物もなく、そのときには、哲學が完成するところの一事業即ち國家を人間的諸關係の理性から展開せしめることで充分である。それとも理性的自由の國家がキリスト教から展開されないとするか、そのときには、諸君自ら國家を展開することは、キリスト教の意圖に存在しないを告白するであらう。何となれば、キリスト教は惡國家を希望するものではあるまいから、而して、理性的自由の實現でない一國家は惡國家である。」(註四七)併し、往時の哲學的國法學者は國家を構成するに、或は功名心、社會性の本能から、或は成程、理性からではあつたが、社會の理性からではなくて、個人の理性からしたのであるが、最新哲學のより、觀念的にして、根本的な見解は、全體の理念からこれを構成

する。その見解を解して、法的、道德的、政治的自由がその實現を其處で獲得せねばならぬところの、而も、個々の國民はこゝでは、國法に従ふことによつて、只彼自身の理性、人間の理性の自然法に従ふに過ぎないところの、大有機體と考へる」といつてゐる。(註四八)

註四七 Dr. leitende Artikel in Nr. 79 der Kölnischen Zeitung. Nachlass. I. Bd. S. 265. 全集第一卷一九

三頁。

註四八 Nachlass. I. Bd. S. 267. 全集第一卷一九三頁。

一八四四年刊行の「獨佛年誌」に現はれたマルクスの諸論文は、ヘーゲルの社會觀並に國家觀を反映してゐる。乍併、國家の理念の見解を有しつつも、彼は、その現實的狀態を忘るゝが如きことはなかつたのである。同誌中のルウゲに與へたマルクスの一書翰にいふ。「理性は常に存在したが、たゞ必ずしも、理性的な形式において存在しなかつただけのことである。従つて、批判者は理論的及び實際的意識のどの形式に關係を結ぶことも、そして存在しつつある現實の固有な形式から、その營爲として、及びその窮極目的としての眞實の現實を發展することも出来る

のだ。さて、現實的生存に關する限りに於ては、政治的國家なるものは、たとひそれが意識的には社會主義的要求で充たされてゐない場合でも、その一切の現代的形式の中に理性の諸要求を包含してゐる。而して、この政治的國家は、たゞそれのみ止まらない。それは到るところで、理性が實現せられたものと想定する。然し、同様にそれは、また到るところでその理想的使命とその現實的諸前提との矛盾に陥る。それ故に、この政治的國家がそれ自身との間に有つ衝突から、到るところで社會的眞理が發展して行く。宗教が人類の理論的闘争の索引であると等しく、政治的國家はそれの實際的闘争の索引である。即ち政治的國家はそれの形式の内において、國家の外観の下に、一切の社會的の闘争欲望眞理を表現する」と。(註四九)

註四九 Nachlass, I. Bd. S. 381. 全集第一卷四〇八頁。

マルクスにおける初期の社會及び國家觀が、最も鮮明に表現せられてゐるのは、彼の「猶太人問題」である。この「獨佛年誌」に掲げられ論文において、マルクスは宗教問題と關聯しての社會並に國家の現象を明確に、ヘンゲルの色彩をもつて、解剖してゐる。

「完成せられた政治的國家は、その本質からいへば、人間の物質的生存に對立する彼の同類生存である。物質的利己的生活のあらゆる前提は、國家の範圍外に於て、市民的社會の中に——市民的社會の特性として——存續する。政治的國家がその成熟に達した所においては、人間は常に思惟において、意識においてのみでなく、現實において、生活において、二重の、即ち天國的な、並びに現世的な生活を營む。前者は即ち政治的共同體中における生活であり、その中で人間は自らを共同體であるとして考へる。後者は即ち市民的社會における生活であつて、その中で人間は私人として活動し、他の人間を手段視し、自らをさへ蔑視して、手段となし、他の勢力の玩弄物となる。政治的國家は、市民的社會に對して、恰かも天國が地上に對すると同様な精神的な態度をとる。それは市民的社會に對して、恰かも宗教が俗界に對すると同様な對抗に立つ、それは市民的社會を克服するに、恰かも宗教が俗界の限局性を克服すると同様な仕方にて於てする、即ち國家もまた市民的社會を再び認め、再び確立せしめ、そして自らその支配する所とならざるを得ないのである。彼の直接的現實における人間、即ち市民的社會に於ける人間

は俗的なものである。彼が自他に對して、現實な個人として通用する所のこの市民的社會においては、人間は一の非眞實なる現象である。之に反して、人間が同類體として通用する所の國家においては、彼は一の假想的主權の、想像的分子であり、彼は彼の現實なる個人的生活を奪はれ、一の非現實的なる普遍性を以つて充たさる。〔註五〇〕

註五〇 Marx, Zur Judenfrage. Nachlass, I. Bd., Ss. 407, 408. 久留間峻造、細川嘉六譯、猶太人問題を

論ず、四一—四三頁。

即ちマルクスによれば、國家は普遍的な同類體の生活であり、市民的社會は、欲望、勞働、私利、私權の世界である。この兩者の對立はヘーゲルの國家對社會の對立と同じであるが、マルクスは、ヘーゲルの解するやうに、國家をもつて、世界における神の進行と見ることがなかつたのである。既に四十年の初めにおいて、唯物論的轉向の氣運を持つてゐたマルクスはヘーゲルと同一程度にまで、理想主義者たることを得なかつたのである。然るに市民的社會の概念は、ヘーゲルからこれを享けて、更らにこれを深化した傾向を持つのである。この見解は彼の政治的解放に關

する所説によく現はれてゐる。國家の完成は、市民的社會の政治的要素の廢止、従つてその物質主義の完成である。マルクス曰く、「かゝる支配者の權力を顛覆し、國家の事項を國民の事項に高めたところの政治的革命、政治的國家を一般的な事項として、換言すれば、現實な國家として確立したところの政治革命は、必然的にまれ共同體からの國民の分離の表章に外ならなかつたところの、あらゆる身分、あらゆる特許團體、あらゆる同職組合、あらゆる特權を粉碎した。政治的革命は、之によつて、市民的社會の政治的特質を廢止した。それは市民的社會をその單純な構成部分に即ち一方においては、個々人に、又他方においては、これらの個人の生活内容乃至市民的地位を形成するところの物質的及び精神的な諸要素に粉碎した〔註五一〕。故に、國家の理想主義の完成は同時に市民的社會の物質主義の完成であつた。政治的桎梏の打破は、同時に市民的社會の利己精神を縛り付けてゐた繫縛の打破であつた。政治的解放は同時に、市民的社會の政治からの解放、一の一般的内容の外観からの解放であつた。〔註五二〕政治的革命は市民的生活をその構成諸部分に分解するが、併し、それらの諸部分自體をば、革命し批評しない。それは市民的社會即ち

欲望、勞働、私利、私權の世界を目して、その存在の根底とするものである、自明の前提となすのである、従つてその自然的基礎となすのである。(註五三)

註五一 Nachlass, I. Bd. St. 421-422. 譯本、七八—七九頁。

註五二 Nachlass, I. Bd. S. 422. 譯本八〇頁。

註五三 Nachlass, I. Bd. S. 423. 譯本、八二頁。

マルクスはこゝでは市民的社會を國家の前提としてゐる。この點において、彼はヘーゲルが市民的社會の前提として國家を設定してゐるのとは稍やその見解を異にしてゐるのである。この點に異にする他の文章を引用すれば左の如くである。「而も私有財産の政治的な撤廢に依つては、私有財産は決して廢止せられはしないのみならず、反つて前提せられる。國家が生れとか、身分とか、教養とか、職業とかを、非政治的な差別と宣言する場合、國家がこれらの差別を顧慮することなく、凡ての國民を國民主權の平等な參與者だと宣言する場合、國家が現實なる國民生活のあらゆる要素を國家の見地から取扱ふ場合、國家は生れとか、身分とか、教養とか、職業とかの差別をば國家自らの方法において廢止する。それにも拘らず、國は

依然として、私有財産や教養や職業をして、それら特有の方法に於て、換言すれば、私有財産として、教養として、職業として、作用せしめ、夫々の特質を發揮せしめるのである。國家は、これらの事實上の差別を廢止するどころではなく、反つて、これらの前提の下に於てのみ存在し、これらの國家諸要素に對する對抗においてのみ、自らを政治的國家と感じ、その普遍的性質を發揮するのである。(註五四)

註五四 Nachlass, I. Bd. S. 407. 譯本、三九—四〇頁。

國家と市民的社會との本質に關する説明は尙ほ諸處にこれを見ることが出来るのであるが、殊に人權及び公民權に關する説明において見ることが出来るのである。これらの説明においてマルクスはヘーゲルの道を迹りながら市民的社會の本質を検討したのである。かくて彼は、宗教的解放の問題——即ち猶太人問題——が依然として、政治的には解決せられても尙ほ社會的に解決せられずして殘ることを論じ、彼の市民的社會の検討に對する態度を深めつゝあつたのである。

七

ヘーゲルの國家並に社會觀に影響されつゝ、その社會的認識を進めて行つたマ

ルクスは、一八四四年以後において、ヘゲルの國家及び社會觀から離脱する傾向を示してゐる。何によつてか、この傾向が生まれるに至つたかについては現在まで明瞭に知られてゐないが、恐らく既にフェルバッハの「基督教の本質」に深く影響せられて唯物論的轉向を示してゐたマルクスが巴里にあつて、佛蘭西社會主義文獻を研究するとともに、この國における革命運動の歴史を知り、且つ英國經濟學の研究によつて、これらの兩國における現實的社會觀の影響によつたと見ることは、蓋し正確なる觀察であらう。筆者はかゝる見解を有するカアル・カウツキイに服する。(註五五) 新らしいマルクスの見解は市民的社會をもつて國家の基礎と見るにある。國家は今や、市民的社會に對する對立物ではなくして、市民的社會の基礎の上に依つて立つところの社會的産物に過ぎないのである。吾々は既に、一八四四年「パリ・フォルヴェルツ」誌に掲載された「プロイセン國王と社會改良批判傍註」においてこれを發見することが出来るのである。曰く

「最後に總ての國家は行政の偶然的或は故意的缺陷に原因を求め、且つそれがために、行政の方策の中にその缺乏の救治を求める。何故か。それは正しく行政が國家の組織的活動であるからだ。

國家は一方において、行政の使命と善き意志との矛盾を、そして他方において、行政の手段並に能力の間の矛盾を止揚するには、自分自身を止揚しなければ不可能である。といふのは、國家がこの矛盾に依存してゐるからだ。國家は公生活と私生活との間の矛盾に、一般的利害と特殊の利害との間の矛盾に依存してゐる。従つて、行政は自らを形式的及び消極的活動のみに制限しなければならぬ。何となれば、市民的生活とその仕事とが始まる處、丁度その處で行政の權力が停止したからである。然り、實にこの市民的生活の、この私有財産の、この商業の、この工業の、種々の市民的集團相互のこの掠奪の非社會的性質に由來する諸歸結に對しては、即ちこれらの諸歸結に對しては無力が行政の自然法則である。その譯はこの支離滅裂の卑屈、市民的社會のこの隷屬は、その上に現代國家が依存する自然的根柢であつて、それは丁度奴隸制度の市民的社會がその上に古代國家の依存した自然的根柢であるのと同じである。國家の存在と奴隸の存在とは不可分である。(註五六)

註五五 Karl Kautsky, Materialistische Geschichtsauffassung. II. Bd. S. 53.

註五六 Marx, Kritische Randglossen zu dem Artikel: Der König von Preussen und die Sozialreform. Nachlass. II. Bd. S. 51. 全集第一卷四六八頁。

國家の市民的社會に對する依存性は、一八四四五年刊行のエンゲルスとの共著「神聖家族」において一層よく現はれてゐる。彼等はこの書の一部で、再び猶太人問題を取扱ひ、而して、前回とは異なる國家及び社會觀に達してゐる。「古代國家が奴隸制度を基礎とせる如く、近代國家は、ブルジョア社會を自然の基礎とする。従つて、ブルジョア社會の人々——即ち獨立した、唯個人的利益の紐帶及び自覺なき自然の必要の紐によつて、他人と連關せられてゐる人々、營利勞働及び自分自身並に他人の利己的な要求の奴隸——を基礎とするのである。近代國家はこの自然の基礎をありのまゝに一般人權として認めた。近代國家はそれを作りはしない。恰も近代國家が自分自身の發展によつて、古い政治的の紐帶を越えて進んだブルジョア社會の所産であつたように、近代國家はまた近代國家で、自分自身の出生地であり、基礎であるブルジョア社會を人權宣言によつて認めたのである。」(註五七)即

ち「近代の『公の状態』完成せられた近代の國家は、……特權の社會を基礎とするのではなく、寧ろ止揚せられ、解體せられた特權の社會、發達したブルジョア社會を基礎としてゐるのである。」(註五八)以上のやうな文章とともに、吾々は、國家と市民的社會に關する次の如き極めて明確なる文章を見出すのである。それに曰く

「自然の必要、即ち如何に疎外せられたやうに見えやうとも、人間の本然の特性、利害は、ブルジョア社會の成員を結合する。ブルジョア生活が彼等の眞の紐帶であつて、政治的の生活がそれではない。それ故に國家がブルジョア社會の分子を結合するのではなく、表象においてのみ彼等はブルジョア社會の分子である。想像の天國においてのみさうである——現實においては彼等は分子とは嚴に區別された存在、即ち神のやうな利己主義者でなく、利己的の人間に過ぎないといふことである。唯政治的の迷信が今日も尚、ブルジョア生活が國家によつて支持せられてゐると考へる。實際には反對に、國家がブルジョア生活によつて支持せられてゐるのである。」(註五九)

註五七 Marx u. Engels, Die heilige Familie oder Kritik der Kritischen Kritik. 1845. Nachlass II. Bd. Ss.

218-219. 全集第一卷、六三七頁。

註五八 Nachlass. II. Bd. S. 222. 全集第一卷、六四〇頁。

註五九 Nachlass. II. Bd. S. 227. 全集第一卷、六四五頁。

かくてマルクスは、法律關係並に國家形態をそれ自らによつて、または普遍理性から理解しようとするのではなく、反つて、市民的社會の解剖によつて理解せんとする方法に近づいたのである。(註六〇) マルクス社會學の本來の面目は實にこの立場に存するのである。而して、以上の如き立場が一の社會學的體系に發展したのは一八四五年に執筆された「ドイッチェ・エ・イデオロギイ」においてであつた。(註六一)

註六〇 Zur Kritik der politischen Ökonomie. Vorwort.

註六一 拙稿「ドイッチェ・エ・イデオロギイ」にマルクス社會學「改造」十月號參照。

八

「ドイッチェ・エ・イデオロギイ」が現實の個人、即ち人間の生活資料の生産を出發點とした社會現象の統一的説明であることは、數次の機會において説明した。(註六二) ことではすべてが物質的、生活の生産の基礎から説明せられてゐるので、従つて、精神

的形態も政治的現象もこゝから説明せられてゐる。社會現象の一つとしての國家は、同じく生産關係から説明すべきものであり、殊に、社會における財産關係と不可離の關係にある。原始的社會における生産力並に欲望の増加、並にその根柢に横たはる人々の増加に従つて、分勞が發達する。第一には性的分勞の區別であり、第二には、物質的並に精神的分勞の區別である。精神的分勞から、純粹理論、即ち神學、哲學、道德の抽象的、獨立的形態が現はれるのである。(註六三) 分勞の發達とともに、家族における分勞が起り、個々に對立した家族に社會を分立せしめる分勞が起る。同時に質的にも量的にも、不平等勞働並にその生産物の分配が行はれる。従つて、妻女とその子女とが男子の奴隸である。かくて、家族において、財産は既にその萌芽、その最初の形態を有するのである。この家族における自由な、尙ほ素朴潜在的な奴隸が最初の財産である。即ち分勞と私有財産とは同義語である。尙ほ分勞とともに、各個の個人、または各個の家族の利益と、すべての個人の共同的利益の間における矛盾が發生する。この共同利益は、普遍的なるものとして觀念の中に存するのでなくして、彼等之間に、勞働の分割せらるゝ諸個人の相互依存としての

現實に現はれるのである。(註六四)

註六二 前掲拙稿、並に、拙稿マルクスとブルウドン——エンゲルス住宅問題に對する理論的思想史的意義——拙譯、エンゲルス住宅問題附錄(岩波文庫版)一八〇頁以下。

註六三 Marx-Engels, Deutsche Ideologie. Marx-Engels Archiv. I. Ss. 244-249.

註六四 Marx-Engels Archiv. I. Ss. 249-250.

この特殊の並に共同的利益の矛盾から、共同的利益は國家として、現實の個別的並に全體的利益から區別せられた獨立の形態を探ると同時に、幻想的共同性を取得するのであるが、その眞實の基礎は、常に活動しつゝある、分勞の充分に行はれ、特殊利益を有する家族及び種族結合に、殊に、分勞によつて規定せられ、人間の大群を分割し、一が他を支配しつゝある階級に存するのである。故に國家内におけるすべての闘争、民主主義、貴族主義、王制主義間の闘争、選舉權闘争など、一般に普遍的なるものは、共同性の幻想的形態であつて、その内において、種々な階級の現實的闘争の行はれるところ過ぎないのである。(註六五)この理は近代國家の場合においても、適合する。私有財産、從つて階級と國家の關係は不離である。古代並に中世にお

ける財産の形態は種族財産である。乍併、本來の私有財産は古代においても、近代においても、動産をもつて始まる。中世から始まつた諸民族においては、種族財産は種々な階段、即ち封建的共有財産、組合的動産、手工工場、工業資本の階段を経て、近代的な、大工業と自由競争とによつて制約せられた資本、純粹なる私有財産に到達した。この私有財産はすべての共同社會の外見を脱却し、財産の發展に對する國家のすべての干渉を排除した。近代國家は、この私有財産に照應するものである。而して、それは租税の支拂によつて、私有財産の所有者によつて、買はれ、國債制度によつて、完全に彼等に歸屬し、その存在は國債の株式市場における騰落によつて、全然ブルジョアの國家に與へる商業的信用に依存するに至つた。「共同社會からの私有財産の解放によつて、國家は市民的社會と並びその外に立つ特殊な存在たるに至つた。國家はブルジョアが内外に對して、その財産と私益の相互的保證のため必然的に與へた組織形態に外ならぬものである。」(註六六)

註六五 Marx-Engels Archiv, I. Ss. 250-251.

註六六 Marx-Engels Archiv. I. Ss. 298-299.

然らば、「ドイッチェ・イデオロギイ」は市民的社會を如何に解したか。それは市民的社會を定義して次の意味をいつてゐる。すべて從來の歴史的階段に存在してゐた生産力によつて、條件づけられ、而して、再びそれを條件づけつゝある交易形態が市民的社會である。市民的社會は單純家族及び聯合家族、即ち所謂種族制度をその前提及び基礎として持つてゐる。この市民的社會はすべての歴史の發生地であり、且つ舞臺である。故に從來の歴史がその歴史的觀察を國家的行動のみに限つたことは、甚だ無意義のことである。かくて市民的社會はあらゆる歴史即ち社會現象の基礎である。(註六七) マルクス・エンゲルスはまた次のやうにもいつてゐる。市民的社會は特定の生産力の發展階段内における個人の全物質的取引を包含する。そは一階段の全商業的並に工業的生存を包括する。而して、それは、その限りにあいて、國家と民族とを越えてゐるのである。勿論それは一方に於いて、再び外に對して、自らを民族として認めしめ、而して、内に對しては、自らを國家として編成しなければならぬのであるが。『市民的社會』といふ言葉は、古代並に中世の共同生活體から形式された財産關係を示すものとして、第十八世紀に發生したもので

ある。かくの如き意味の平民的社會は、ブルジョアとともに始めて發達したのである。乍併、すべての時代に於いて、國家並にその他の觀念的上層構造の基礎を形成する。生産並に交換から發展した社會組織は、常に同一の名稱で示さるのである。(註六八)

註六七 Marx-Engels Archiv, I. S. 254.

註六八 Marx-Engels Archiv, I. Ss. 297-298.

市民的社會なる言葉が第十八世紀の英佛の社會批評家の間に生れたこと、並に、この言葉が獨逸に於いては、ヘーゲルによつて一般的になつたことは、既に述べた通りであり、マルクスの既に指摘するところである。かくて、マルクス市民的社會なる言葉を少くとも記録され歴史を有する社會の意味に用ゐ、從つて、政治關係、精神的構造の基礎として理解したのである。「ドイッチェ・イデオロギイ」は素より、フオエルバッハ批判に關する一部分のみが發表されたのであるが、それだけでも、フオエルバッハ批判以上のものを包含してゐる。それはこゝにいふ市民的社會とそれを基礎とする諸上層構造の説明である。その意味に於いて私は、「ドイッチェ・

イデオロギイ」をマルクス社會學の典型的著作といふのである。

九

マルクスにおける社會と國家との概念は前掲「ドイッチェ・イデオロギイ」の説明をもつて、その歴史觀とともに、確定的形態を採つたものといつていゝのである。マルクスはその國家に關する體系的著作を残してゐず、彼の國家觀は彼の諸種の著作に散見するのである。たゞエンゲルスは「家族、私有財産及び國家の起源」において稍體系的説明を與へてゐる。國家の成立及びその歴史形態を知らうとするには是非その書に就かねばならぬ。筆者は他日の機會にこれを期するものであるが、今はたゞマルクス國家本質觀の確定的形態を示し、その社會との關係を簡單に示すことによつて、本論文を終らう。

「ドイッチェ・イデオロギイ」以後のマルクスは、殊にその社會學的方面においては、その補充的研究をなしてゐるに過ぎないといつていゝ。殊に國家に關する理論は、その國家死滅に關する理論を除いては、一八四五年以後差したる發展がなかつたといつていゝのである。

「哲學の貧困」は從來唯物史觀理論の完成者とせられてゐるが、(註六九)この中でも市民的社會とその上層構造との關係は明瞭にされてゐる。政治關係の基礎が經濟關係にあることは、數次の場合に指摘されてゐる。その一二を挙げれば次の如くである。「家父長制度の支配下には、カースト制度、封建制度及びツンプト制度の支配下には、一定の規則に従つて設けられた全社會内部の分業が存在してゐた。この規制は、一の立法者によつて定められたものであるか。否それは本來物質的生産の條件から生じたものであつて、遙か後に及び漸く法律の地位に引上げられたものに過ぎぬ。斯くして、これら各種の分業形態が夫々相異なつた社會組織の基礎となつたのである。」(註七〇)「勞働階級はその發達の進行中、舊來のブルジョアの社會に代ふるに、階級及び一切の階級對立を排除するところの、一の聯合を以つてするに至るのであらう。そのとき最早、何等嚴密の意味の政治的權力も存在しなくなるであらう。なぜならば、この政治的權力なるものは、正に、ブルジョアの社會の内部における階級對立の官憲的言ひ現はしとなつてゐるからである。」(註七一)「共產黨宣言」に至つては、近代國家とブルジョアジイの關係について次のやうにいふ

てゐる。「ブルジョアジイ」のこの各發展階級は、それに相應した政治的進歩を伴つてゐる。封建諸侯の支配下における被抑壓階級シュクンダ、自治體における武裝的自治的團體、ある場合は、獨立的な都市共和國、他の場合においては、王政下の租税を負擔する第三階級シュクンダ、次に、マヌファクトゥルの時代においては、身分的または、絶對的王制における貴族に對する對抗者、大王制の主要なる基礎として、ブルジョアジイは發達した。而して、最後に、大工業と世界市場との出現以來、彼等は現代代議國家において、絶對的政治的支配權を闘ひ取つたのである。近代國家權力は、全ブルジョア階級の共同事務を管理する一委員會に過ぎないのである(註七二)

註六九 經濟學批判 序文

註七〇 Elend des Philosophie, 高島素之譯本一七〇頁。

註七一 Ebenda, 高島譯本二三一頁。

註七二 Kommunisches Manifest, Achtea Ausgabe, 1921, S. 27.

かくて吾々は國家に對するエンゲルスの古典的定義に達するのである。それにいふ。「かくて國家は決して、外部から社會に押しつけられた權力ではない。同様にそれは、ヘーゲルの主張する如く、『道議的觀念の實現』、『理性の容姿及び現實

性』ではない。それは寧ろ一定の發達段階における社會の生産物である。それは、この社會が自分自身との解決しがたき矛盾にからまり、融和しがたき對立に分裂し、そしてこの對立を除去する力がないといふことの告白である。然し、この對立、相對抗する經濟的利害を有する諸階級が、自己及び社會を無益な闘争のうちに滅亡させないために、軋轢を防止し、『秩序』の埒内に抑制すべき外觀上社會の上に立つ權力が必要となつた。そして、この社會から出でて、而もその上に位し、それから次第に無關係になりつゝある權力が國家である。(註七三)かくて國家は永劫の昔から存在するものではない。國家なくして濟み、國家及び國家權力に就いて、何等の豫感をも持たなかつた社會が曾て存在した。階級への社會の分裂と必然的に結びつけられた、經濟的發達の一定の段階において、この分裂によつて國家は必要となつたのである。(註七四)更らにこれを具體的にいへば、從來の階級對立によつて、動いてゐた社會は國家を必要とした。即ち當時の搾取階級がその生産の外的條件を維持するための組織、従つてまた被搾取階級を、それら現存の生産方法から生ずるところの抑壓條件(奴隸制、農奴制、賃銀勞働制)によつて、強制的に服従せしめるた

めの組織を必要とした。國家は社會全體の公的代表であり、社會を明白な體制として結成したものであつたが、然しそれは、國家が當時全社會を代表するところの階級の國家であつたといふたげの意味である。即ち古代においては奴隸所有者の國家、中世においては封建貴族の國家、現代にあつてはブルジョアジイの國家がこれである。〔註七五〕

註七三 Engels, Ursprung der Familie etc. Ss. 177-178. 西雅雄譯本、三〇九頁。

註七四 Engels, Ursprung. S. 182. 譯本、三一六頁。

註七五 Engels, Entwicklung des Sozialismus. S. 48.

これらのマルクス國家觀に對して、マックス・アドラーは次のやうにいつてゐる。「マルクシズムは國家において、社會の一の歴史的現象形態を見るのである。マルクス主義者に對しては、社會と國家とは、二つの異なるものではない。殊にそれらは相互に對立するものではない」と。〔註七六〕歴史において理實となつた特定の條件の下では、社會はたゞ國家の形態においてのみ存在する。〔註七七〕この見解は一の誤謬である。以上説明した通り、マルクスにおいては、國家は市民的社會の基礎の上

に建設せらるゝのであつて、社會即國家ではない。如何なる歴史的階段においても、國家は社會の一統制機關ではあるが、これが社會と異なるものであることは、マルクス・エンゲルスの文献の均しく示すところである。マルクスはそのゴータ綱領批判の中でいふ。「今日の社會」は資本家的社會である。それはすべての文明國に存在し、多かれ、少かれ中世的混合物から脱却し、多かれ、少かれ、すべての國の特殊の歴史的發達によつて變形せられ、多かれ、少かれ發展してゐる。これに反して、「今日の國家」は國境とともに異なるものである。それは、フロイセン、獨逸國におけるそれとスイスのそれとは別物であり、英國におけるそれと、合衆國におけるそれとは異つてゐる。従つて、「今日の國家」といふのは一の擬制である。乍併、諸文明國の諸國家はその種々なる形態の差異にも拘らず、すべて共同なるものを持つてゐる。それは、多かれ、少かれ、資本家的に發展した近代市民的社會の基礎に立つてゐるといふことである。故に、それは、またある本質的特徴を共有してゐる。この意味において、吾々は、將來に對して、「今日の國家制度」といふことが出来るのである。〔註七八〕これによつても、マルクスが社會と國家とが二つの異なるものでないこと

考へたとは考へられないのである。アドラアは「國家は社會の一斷片だ」といつてゐる。(註七九)この點は勿論正しいといはねばならぬ。乍併、カウツキイも指摘するやうに、この場合社會が全體であり、國家がその一部であるといふならば、全體と部分とが同じものだといふアドラアの論理は甚だ不思議をものといはねばならぬ。(註八〇)而して、彼の社會學的概念である強制秩序と支配秩序の區別からいつても、二者は嚴密に區別せられねばならぬのである。要するにマルクスにおける國家はたゞ市民的社會を前提としてのみ考へ得るのである。従つて、アドラアのいふ、マルクシズムにおける國家と社會とは對立するものでないといふ點は、マルクスの見解を最もよく現はしたものといつてゐるのである。

註七六 Max Adler, Staatsaufassung des Marxismus. 1922. S. 33.

註七七 Adler. Ebenda, S. 34. u. 50.

註七八 Marx-Engels, Programm-Kritiken von 1875 und 1891. (Elementarbücher des Kommunismus Bd. 12.) Ss. 36-37.

註七九 Adler, op. cit. S. 34.

註八〇 Kautsky. op. cit. Ss. 43-44.

金本位制度の世界大戰前に於ける普及とその戦後に於ける復興

金原賢之助

目次

- 一 世界經濟の基礎としての金本位制度
- 二 世界大戰前に於ける金本位制度の普及
- 三 世界大戰に依る金本位制度の破壊
- 四 大戰後に於ける金本位制度復興の問題
- 一 世界經濟の基礎としての金本位制度

最近國際間に於ける經濟的交通は種々の形に於いて益々緊密の度を進めて居る。而して各國が國際經濟的交通に、商品の輸出入に依り、或は資本の輸出入に依り、其他如何なる理由に依つて加はるにもせよ、苟も世界經濟に参加せる國々の本